## 住宅用家屋証明書

(a) (b) 特定認 (c) (d) 認定低

(イ) 第41条 「特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

## 認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築がされた 家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 するものである旨を証明します。 年 月 日  $\left\{ \begin{array}{c} ( \wedge ) \end{array} \right\}$  がこの規定に該当

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	遠賀郡芦屋町
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

福岡県遠賀郡芦屋町長

貝掛 俊之